

薬食総発 0310 第1号

平成26年3月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について

登録販売者試験（薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項に規定する試験をいう。以下同じ。）については、「登録販売者試験の実施について」（平成19年8月8日付け薬食総発第0808001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）によりお示しした「登録販売者試験実施要領」において、試験は「試験問題の作成に関する手引き」（以下「手引き」という。）から出題するものとされています。

今般、平成23年5月にとりまとめられた医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「登録販売者に必要な資質及びそれを確保するための登録販売者試験の適正な実施に関する研究」の報告書並びに「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号）、「薬事法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第25号）及び「薬事法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号）の内容を踏まえ、別添のとおり、手引きを改訂し、平成26年6月12日から適用することとしました。

貴職におかれましては、内容につき御了知の上、貴管下関係業者等に周知いただくとともに、手引きの改訂に伴い、今後行われる登録販売者試験について受験者の混乱等が生じないように考慮の上、適正な実施をお願いします。

